

【胆振・室蘭区域】

北海道指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（ニホンジカ）
（令和6年9月15日から令和7年3月31日まで）

1 背景及び目的

エゾシカによる被害を防止するため、個体数の削減に取り組んできた結果、生息数は平成23年度の約77万頭から減少傾向にあったが、近年、全道で再び増加に転じており、令和5年度は過去最高を更新した可能性がある。また、農林業被害は令和4年度に48億円となり依然として高水準にあるほか、採食や踏み付け攪乱による表土流出や生態系への影響も懸念されている。

さらに近年では、捕獲圧の高まりにより、鳥獣保護区などにエゾシカが逃げ込むなど捕獲困難な状況が見られる。

このため、鳥獣保護区や自然公園など、市町村等による捕獲が困難な箇所において、道が計画的にエゾシカの捕獲を実施する。

2 対象鳥獣の種類

ニホンジカ（エゾシカ）

3 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間

実施区域名	実施期間
胆振・室蘭区域	令和6年9月15日から令和7年3月31日 （うち、捕獲作業を行う期間） 令和6年11月1日～令和7年2月28日

4 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域

実施区域名	住所等	選定理由	他法令等
胆振・室蘭区域	室蘭市絵鞆町、 崎守町ほか	近年、鳥獣保護区から近隣の市街地や港湾施設へのエゾシカの出没が確認されており、生活環境被害や交通事故等の発生が懸念される。また、特定猟具使用禁止区域（銃）に指定されており、住宅地と山林が近接しているため、狩猟が難しい地域である。	地球岬鳥獣保護区、測量山鳥獣保護区、室蘭特定猟具使用禁止区域（銃）

5 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標

実施区域名	指定管理鳥獣捕獲等事業の目標
胆振・室蘭区域	ニホンジカ 50頭

6 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容

(1) 捕獲等の方法

①使用する猟法と規模

実施区域	使用する猟法	捕獲等の規模
胆振・室蘭区域	くくりわな	4カ所程度捕獲地点を設定し、計40基、40日間以上設置する
	囲いわな	1基、40日間以上設置する

②作業手順

【事前調査の実施】

関係者への聞き取り及び現地調査を行い、生息状況や希少生物の有無等を確認する。

【関係者との調整】

関係地方公共団体との協議や利害関係人からの意見聴取を行うとともに、捕獲に必要な各種手続きを行う。関係機関（振興局、市町村、鳥獣保護監視員、土地所有者等）からなる打合せ会議を設置し、情報共有及び調整を図る。

【捕獲等の実施】

本計画に基づき、認定鳥獣捕獲等事業者等に事業を委託し、捕獲等を実施する。

【安全管理】

受託者が策定する安全管理規定の遵守について適切に監督するとともに、関係機関等の連絡体制の構築及び地域住民等への周知を図りながら、安全管理の徹底に努める。

見回りは1日1回以上行うこととする。ただし、ICT等の活用により設置状況を確認できる場合はこの限りではない。

【捕獲等をした個体の回収・処分方法】

捕獲した個体は原則全頭回収し、可能な限り食肉及びペットフード等の有効活用を図るものとし、それ以外の個体は適切に処分する。

【錯誤捕獲への対応方針】

捕獲実施時にわな内に他の鳥獣がいないことを確認する、餌による誘引を行う場合は、他の動物が誘引されないよう餌を検討するなど、錯誤捕獲の防止に努める。また、錯誤捕獲された場合は、原則放獣する。

なお、当該地域では特定外来生物であるアライグマが捕獲される可能性があることから、あらかじめ北海道知事（窓口：胆振総合振興局環境生活課）からアライグマの捕獲許可を得て、アライグマの捕獲があった場合には適切に処分する。

【捕獲情報の収集・評価】

受託者から、捕獲日時、捕獲場所、捕獲数及び目撃数（雌雄別）、かかった人工数などの情報を収集し、専門家の意見を踏まえて事業評価を行う。

7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制

実施主体	：北海道
実施方法	：委託
委託の範囲	：指定管理鳥獣の捕獲
委託先	：認定鳥獣捕獲等事業者等
実施に当たり関係する機関等	： <ul style="list-style-type: none">・環境省北海道地方環境事務所 実施区域に係る希少種等の情報提供や捕獲事業における情報共有を図る・林野庁北海道森林管理局（後志森林管理署） 捕獲事業における情報共有を図る・室蘭市 地元関係機関、地権者等との調整や現地確認、手続き等に対する助言・協力をを行う・北海道立総合研究機構（エネルギー・環境・地質研究所及び林業試験場） 捕獲方法や分析等の助言など効果的な事業実施に向けた連携を図る

8 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項

(1) 住民の安全の確保のために必要な事項

- ・住民等が設置場所を認識できるよう付近に看板等を設置して周知する。

(2) 指定区域の静穏の保持に必要な事項

- ・市街地に近接する地域での捕獲のため、捕獲個体の止めさしに当たっては電気止めさし器等の銃器を使用しない方法で行う。

9 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

(1) 事業において遵守しなければならない事項

- ・捕獲実施場所における土地所有者等に対し事前に説明を行うとともに、占用許可等の必要な手続きを行う。

(2) 事業において配慮すべき事項

- ・捕獲を実施する際は、他の野生動植物への配慮に努めるとともに、わな撤去後は跡地を整理するなど原状回復を行う
- ・捕獲された個体は、食肉やペットフードなどできる限り有効活用に努め、困難な場合は、一般廃棄物として適正に処理する

(3) 地域社会への配慮

- ・事前に捕獲実施日を調整するなど配慮するとともに、事業実施の事前周知及び実施当日の注意喚起など、事故のないよう最大限配慮する

